

# 日本における無線通信機器の 基準認証制度の概要

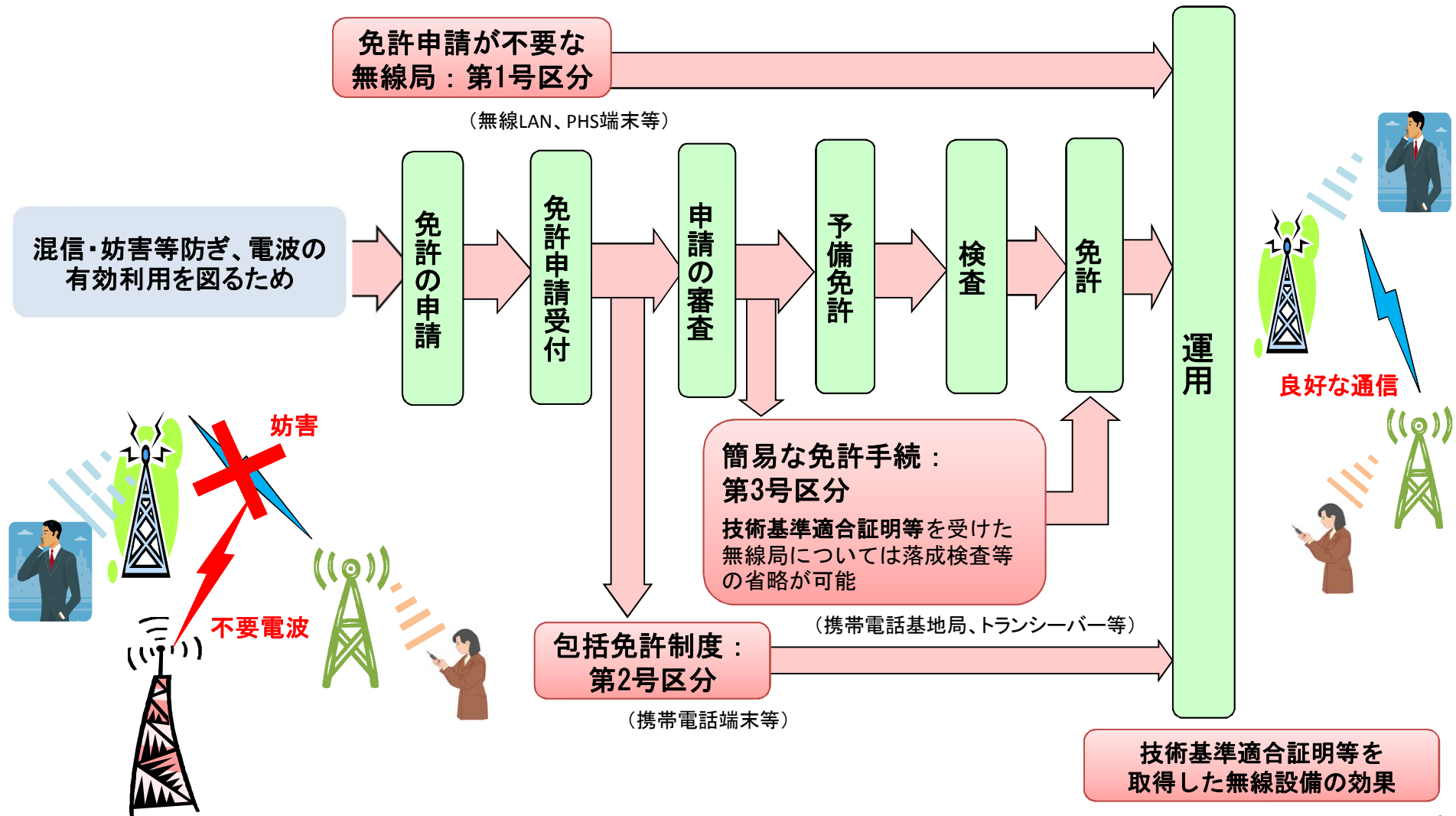
**菅田 洋一**

総務省 総合通信基盤局

電波部 認証推進室長

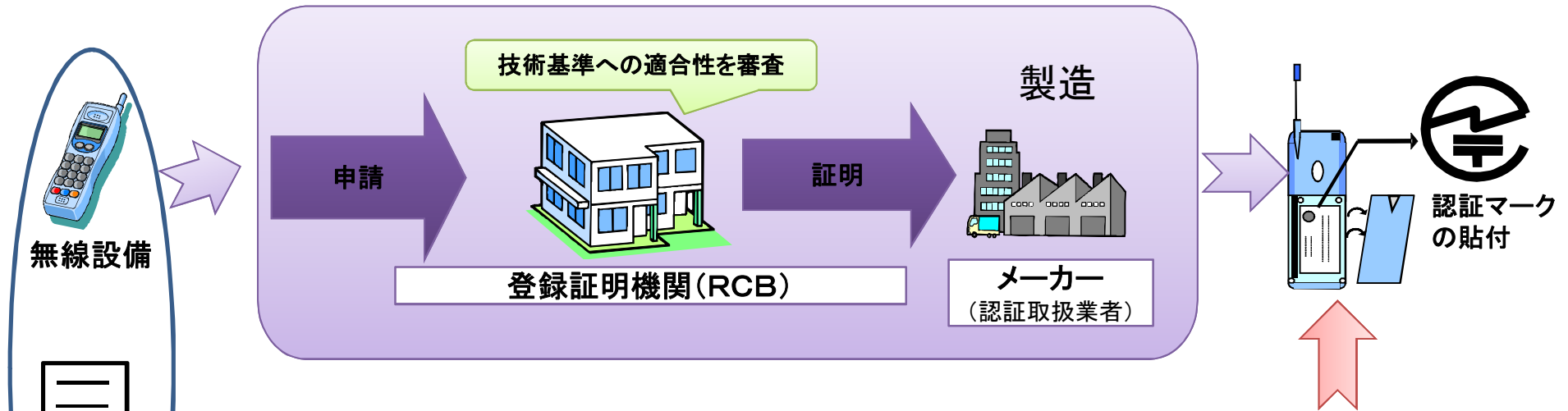
# 無線局免許(無線局の免許手続き)

電波を利用するためには、無線設備などを備えた無線局を開設することが必要となり、無線局を開設するためには、原則総務大臣の免許を受けることが必要。この際に、技術基準適合証明等を取得した無線設備の免許申請手続については、包括免許制度や免許手続きの簡略化といった迅速かつ効率的な処理が行えるようになっている。

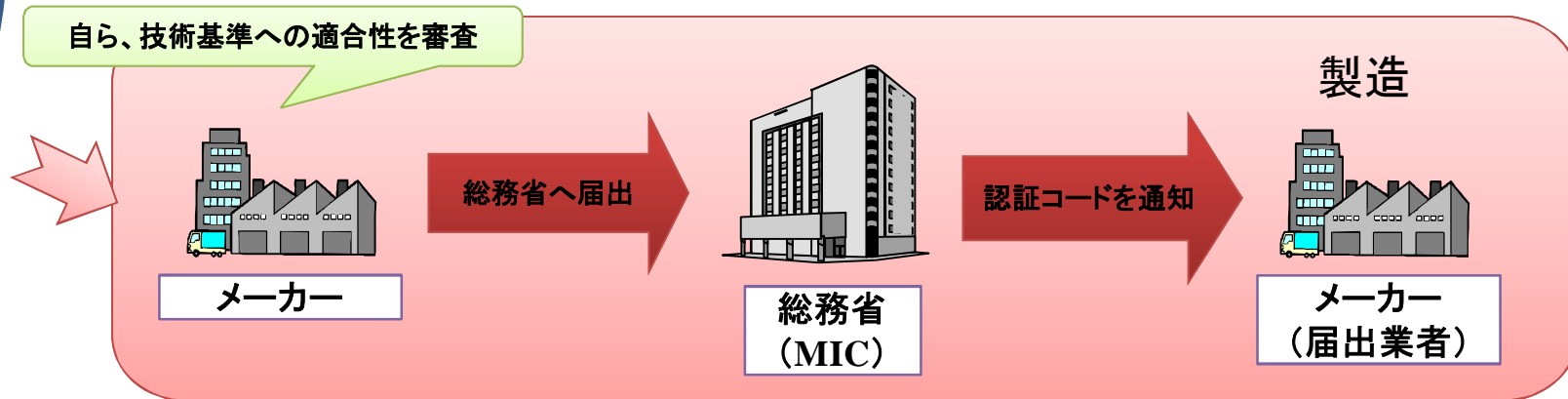


# 日本の認証制度

- (1) 技術基準適合証明(1台ずつの試験により審査)
- (2) 工事設計認証(工事設計書により審査)



- (3) 技術基準適合自己確認(自ら、試験と技術基準の適合性を確認)



## 登録

登録証明機関は、証明対象設備のカテゴリー(1~3)※毎に登録

## 基準

- 証明に関する知識と経験を有すること
- 較正を受けた測定器を使用すること
- 公平：①製造業者等に支配されていないこと  
②登録の取消しを受けていないこと 等

## 登録証明機関の役割

- 5年毎に登録を更新
- 申込みに対して、審査を実施
- 役員又は証明員の選解任を総務省へ届出
- 業務規程を定め、総務省へ届出
- 財務諸表等の備付け及び保存
- 技術基準適合証明に関する帳簿の備付け及び保存

## 登録の更新

- 5年毎に登録を更新

※ カテゴリー1:免許不要局、カテゴリー2: 包括免許局、カテゴリー3: その他

# 技術基準適合証明・工事設計認証を行うことが可能な適合性評価機関

	登録証明機関	事業の区分
1	(一財)テレコムエンジニアリングセンター	すべての特定無線設備
2	(一財)日本アマチュア無線振興協会	電波法第38条の2の2第1項第3号の事業
3	(株)ディーエスピーリサーチ	すべての特定無線設備
4	テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	すべての特定無線設備
5	(株)アールエフ・テクノロジー	すべての特定無線設備
6	(株)UL Japan	すべての特定無線設備
7	(株)コスモス・コーポレイション	すべての特定無線設備
8	(株)e・オータマ	すべての特定無線設備
9	テュフズードザクタ(株)	すべての特定無線設備
10	インターテック ジャパン(株)	すべての特定無線設備
11	(一財)日本品質保証機構	電波法第38条の2の2第1項第1号の事業
12	(株)日本電波法認証ラボラトリー	電波法第38条の2の2第1項第1号及び第2号の事業
13	(一財)電気安全環境研究所	すべての特定無線設備
14	(株)認証技術支援センター	すべての特定無線設備

登録証明機関  
2014年2月現在  
14機関

# 登録外国適合性評価機関

登録外国適合性評価機関	
1	TELEFICATION B.V. (The Netherlands)
2	CETECOM ICT Services GmbH (Germany)
3	BABT (United Kingdom)
4	Phoenix TESTLAB GmbH (Germany)
5	TRaC Telecoms & Radio Ltd (United Kingdom)
6	EMCCert Dr. Rasek GmbH (Germany)
7	BV LCIE (France)
8	Siemic, Inc. (USA)
9	ACB, Inc. (USA)
10	MiCOM Labs (USA)
11	Bay Area Compliance Laboratories Corp (USA)
12	UL Verification Services Inc. (USA)
(参考)	登録証明機関 (MRA)
1	UL Japan, Inc. (日欧MRA、日米MRA)
2	Telecom Engineering Center (TELEC) (日欧MRA)

2014年2月時点  
合計 12 機関

# 工事設計認証件数の年度ごとの推移

工事設計認証の認証件数の1割をMRAに基づく適合性評価機関が認証を実施し、その割合は増加傾向。

表1 工事設計認証の取得件数

		H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年 (12月末時点)
登録証明機関		2884	2968	3495	4031	4652	4320	5450	7264	8674	7552
MRAを利用 (外国→日本)	欧州	199	315	433	493	627	738	787	1056	1289	1418
	米国※	-	-	-	-	-	-	-	128	267	142
合計(件)		3083	3283	3928	4524	5279	5058	6237	8320	10230	9112

※米国の登録外国適合性評価機関はH23年3月に初登録

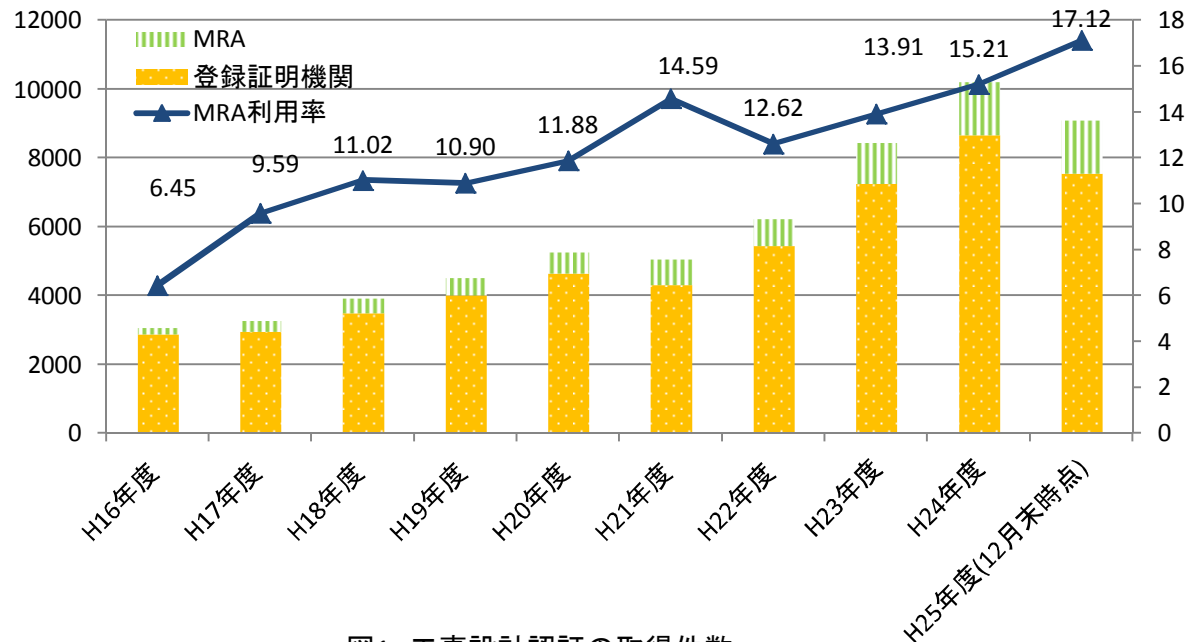


図1 工事設計認証の取得件数

特定無線設備は、以下の3つのカテゴリーに分類

## 特定無線設備

- カテゴリー1  
免許不要局※ : 22種別(例:無線LAN)  
(電波法第38条の2の2第1項第1号に規定されている特定無線設備)  
<http://www.tele.soumu.go.jp/e/sys/equ/tech/techobj/index.htm#4000223>
- カテゴリー2  
免許局(包括免許) : 36種別(例:携帯電話端末)  
(電波法第38条の2の2第1項第2号に規定されている特定無線設備)  
<http://www.tele.soumu.go.jp/e/sys/equ/tech/techobj/index.htm#4000224>
- カテゴリー3  
免許局(包括免許以外) : 100種別(例:アマチュア無線、携帯電話基地局)  
(電波法第38条の2の2第1項第3号に規定されている特定無線設備)  
<http://www.tele.soumu.go.jp/e/sys/equ/tech/techobj/index.htm#4000225>

※ カテゴリー1以外に、発射する電波が著しく微弱な無線局も免許不要局となっている。



# 特定無線設備の試験方法

特定無線設備の試験方法については以下のURL参照

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/type/index.htm>



The screenshot shows the '電波利用ホームページ' (Radio Use Web Site) with a navigation menu and a list of testing methods. A callout box points to the PDF links in the table.

電波利用ホームページ  
The Radio Use Web Site

HOME | 電波監理の概要 | 電波利用に関する制度 | ご案内/資料集 | 最新情報 | Q&A

HOME > 電波利用に関する制度 > 無線局機器に関する基準認証制度 > 制度の概要 > 特定無線設備、特別特定無線設備一覧(平成25年2月25日)

特定無線設備、特別特定無線設備一覧(平成25年2月25日)

印刷用ページ

- 1. 免許不要局: 20種別(電波法第38条の2の2第1項第1号)
- 2. 特定無線局(電波法第27条の2第1号に限る。): 37種別(電波法第38条の2の2第1項第2号)
- 3. その他: 100種別(電波法第38条の2の2第1項第3号)
- 4. 特別特定無線設備: 24種別(電波法第38条の3第1項)

■ 1. 免許不要局: 20種別(電波法第38条の2の2第1項第1号)

特定無線設備の種別	証明規則第2条第1項	記号	試験方法
1. 市民ラジオ	第3号	O	別表第13 <a href="#">PDF</a> (25KB)
2. コードレス電話	第7号	L	別表第21 <a href="#">PDF</a> (41KB)
テレメーター、テレコントロール及びデータ伝送			別表第22第1(告示1項1号) <a href="#">PDF</a> (168KB)
			別表第22第2(告示1項2号) <a href="#">PDF</a> (142KB)
			別表第22第3(告示1項3号) <a href="#">PDF</a> (197KB)
			別表第22第4(告示2項) <a href="#">PDF</a> (135KB)
医療用テレメーター			

リンクをクリック

# 新たに導入した無線システム

- New Digital specified radio microphone : Category 3  
(2013年 8月に制定、施行)  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban14\\_02000155.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000155.html)
- Body SAR : Category 2  
(2013年 8月に制定、2014年4月に施行)  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02kiban16\\_03000165.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban16_03000165.html)
- Revise UWB radio system: Category 1  
(2013年12月に制定、2014年1月に施行)  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban14\\_02000171.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000171.html)
- LTE-Advanced : Category 2  
(2013年12月に制定、2014年1月に施行)  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban14\\_02000171.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000171.html)

# 技術基準適合証明等の表示の転記

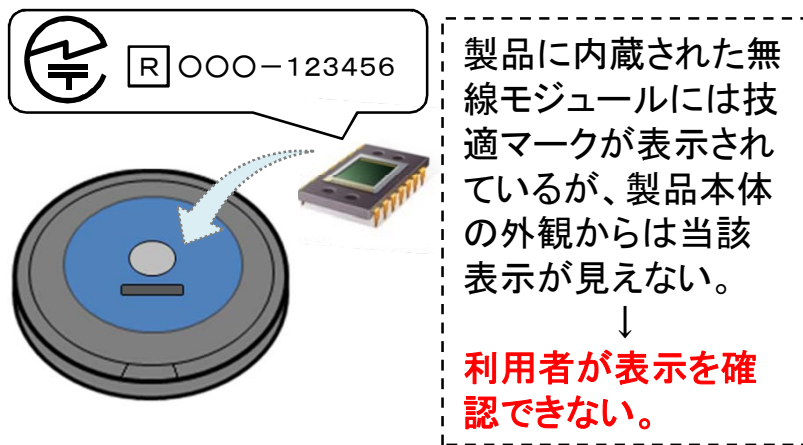
## 背景

- ・技術の進展に伴い無線設備のモジュール化が進み、技術基準適合証明等を受けた特定無線設備を組み込んだ製品が数多く製造・販売。
- ・現行制度では、モジュール化された特定無線設備に技適マークを直接付すことはできるが、このようなモジュールを組み込んだ製品の製造業者等は当該技適マークを製品に付すことができないため、利用者が表示を確認できない。

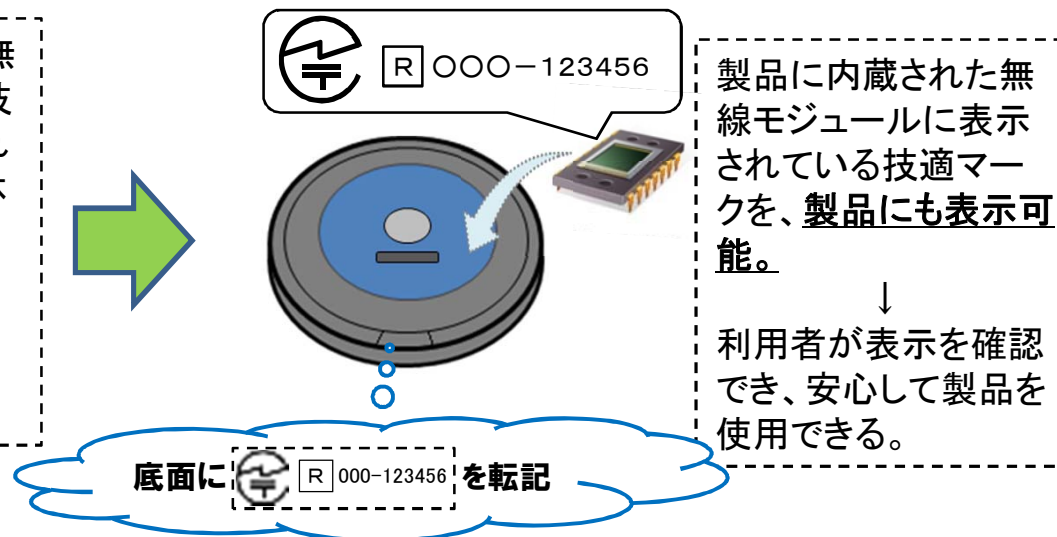
## 検討状況

- ・適合表示無線設備を組み込んだ製品の製造業者等が、製品に組み込んだ当該適合表示無線設備に付される技適マークと同一の表示を製品に付することが可能となるよう制度改正を検討。

### 【現状】



### 【今後】



※無線モジュール内蔵掃除機の例

平成26年2月14日閣議決定  
平成26年通常国会提出予定

# 第三者による特定無線設備の修理に係る制度整備

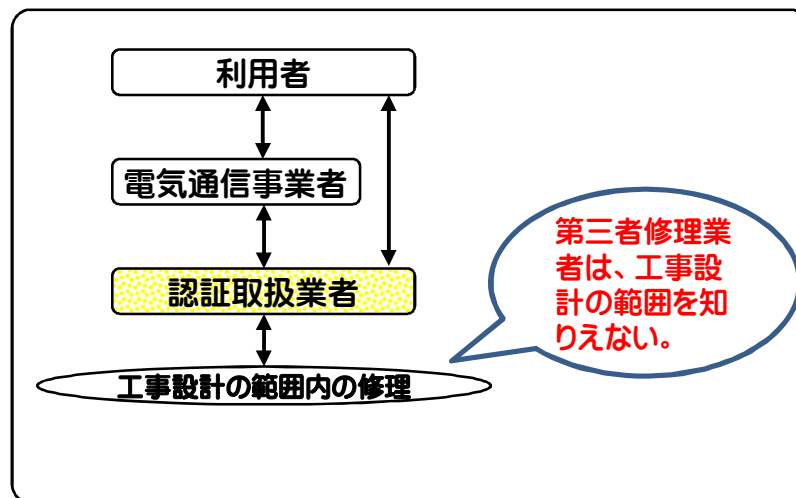
## 背景

- ・スマートフォンの普及に伴い、破損した液晶パネルや外装等の交換等のニーズが高まっている。
- ・工事設計の範囲での部品交換等は変更の工事に該当しないが、工事設計の範囲を承知している者は認証取扱業者等に限られるため、第三者が修理を行うに当たり、当該行為が変更の工事に当たるか否か判別できない。

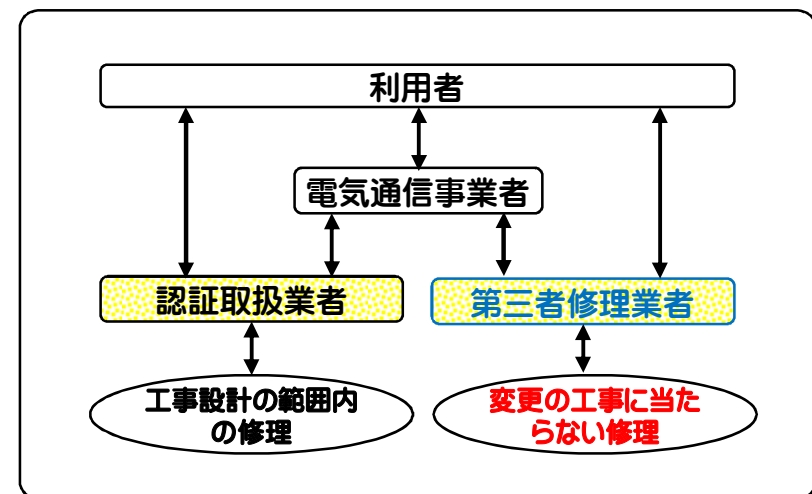
## 検討状況

- ・変更の工事に当たらない修理の範囲を規定することで第三者による修理が行えるようにするとともに、修理後の特定無線設備に係る責任分界を明確にする制度の導入を検討

### 【現状】



### 【今後】



平成26年2月14日閣議決定  
平成26年通常国会提出予定

# ご静聴ありがとうございました！

●MIC Website

<http://www.soumu.go.jp/english/index.html>

●MIC Radio Use Website

<http://www.tele.soumu.go.jp/e/index.htm>

●Radio Station Equipment Regulations Certification System

<http://www.tele.soumu.go.jp/e/sys/equ/index.htm>

●Questions

[mra-r@soumu.go.jp](mailto:mra-r@soumu.go.jp)

